

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

“来て良かった” “やって良かった” 農で潤う「まち・ひと・しごと」づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

新城市

3 地域再生計画の区域

新城市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

(地勢等)

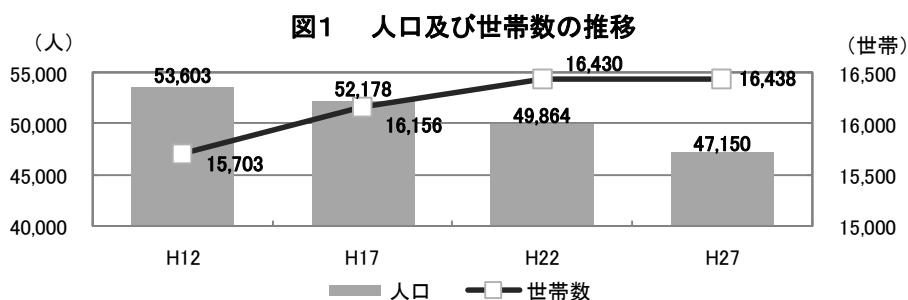
新城市は、旧新城市・鳳来町・作手村の新設合併によって平成 17 年 10 月 1 日に誕生し、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に接している中山間地域である。東西約 29.5 km、南北約 27.3 km で、面積は県内 2 番目の広さとなる 499.23 km² を有し、そのうちの約 84% は三河山間部を形成する豊かな緑に覆われ、東三河一帯の水源地の役割を果たし、下流域の発展に大きく貢献してきた。

当地域は、桜・紅葉が美しく、「三河の嵐山」とも呼ばれる桜淵公園や、霊鳥仏法僧（コノハズク）の棲む山として全国的に知られ、国の名勝に指定されている鳳来寺山など、市域に広がる国定公園・県立公園の指定地域には、特徴ある地形や豊かな植生、美しい景観が点在している。

また、本市は、比較的温暖な標高 40m ほどの新城地区から、平均標高 550m の夏季冷涼な作手地区、標高 695m の霊峰鳳来寺山がそびえ立つ鳳来地区と、非常に高低差のある起伏に富んだ地形であり、米・茶・里芋・梅・高原野菜（施設野菜）など風土をいかして産出される特産品や、地元ブランド牛「鳳来牛」を始め、飛騨牛や松阪牛の素牛となる和牛の生産、1,300 年の歴史を誇る湯谷温泉、素人歌舞伎や田楽をはじめとする数々の伝統芸能や長篠・設楽原の戦いで知られるなど、魅力ある地域として来訪者は年々増加している。また、平成 28 年 2 月の新東名高速道路（浜松いなさ JCT～豊田東 JCT 間）新城インターチェンジの開通により、今後益々来訪者は増えるものと予想されている。

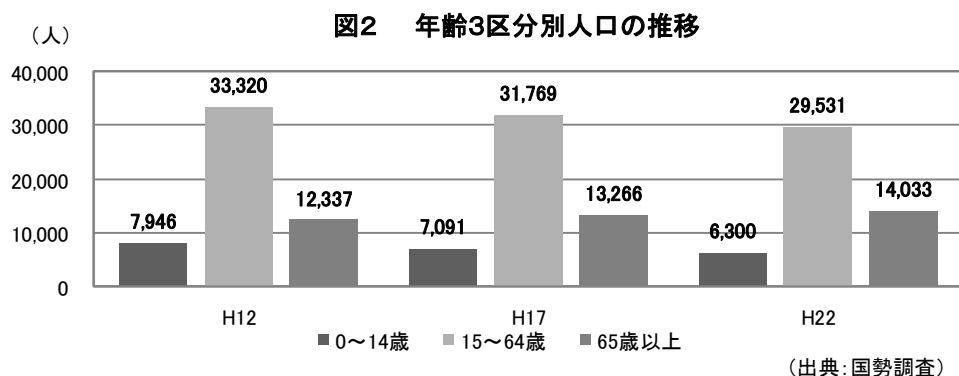
(人口)

新城市の人口は、平成 12 年 10 月 1 日現在（旧新城市・鳳来町・作手村の合算。以下同じ。）で 53,603 人であったが、自然減や転出超過、または未婚化や晩婚化が進んだ影響もあり、平成 27 年 10 月 1 日現在では 47,150 人まで減少している。その反面、近年の世帯規模の縮小により、世帯数は平成 12 年 10 月 1 日現在の 15,703 世帯から、平成 27 年 10 月 1 日現在では 16,438 世帯に増加している（図 1）。

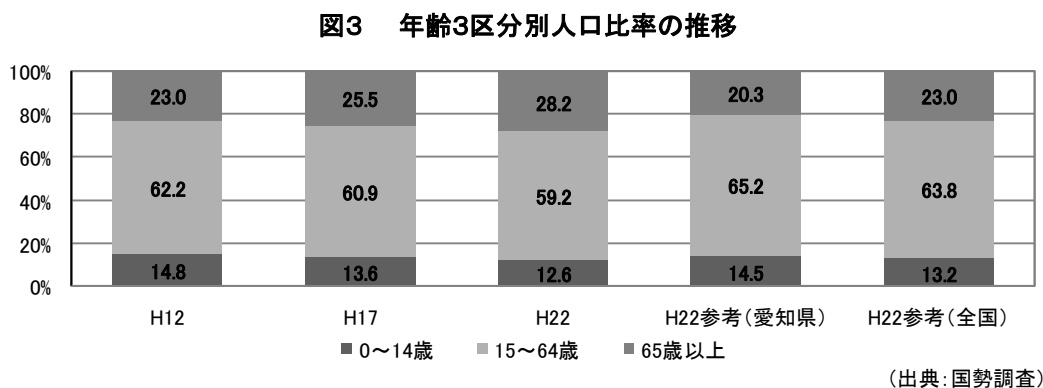


年齢 3 区分別人口の推移を見ると、年少人口及び生産年齢人口が平成 12 年 10 月 1

日現在で 41,266 人であったが、平成 22 年 10 月 1 日現在では 35,831 人まで減少しており、その減少率は 13.2% であるのに対し、老年人口は 13.7% の増とほぼ同じ割合で増加している(図 2)。



また、年齢 3 区分別人口比率を見ると、本市は全国・県と比較して年少人口や生産年齢人口比率は低く、老年人口比率が上昇傾向で推移しているため、少子高齢化の傾向が顕著であると言える(図 3)。



(産業)

本市の産業構造を就業人口の推移で見ると、第 1 次産業の人口は、平成 12 年 10 月 1 日現在では 3,135 人であったが、平成 22 年 10 月 1 日現在では 2,217 人となり、わずか 10 年の間に 3 割近く減少している。第 2 次産業と第 3 次産業も減少傾向ではあるが、その減少率は第 1 次産業が最も高い(図 4)。また、産業別人口比率では、本市は全国・県と比較して第 1 次産業の比率は高いものの、これも縮小傾向にある(図 5)。

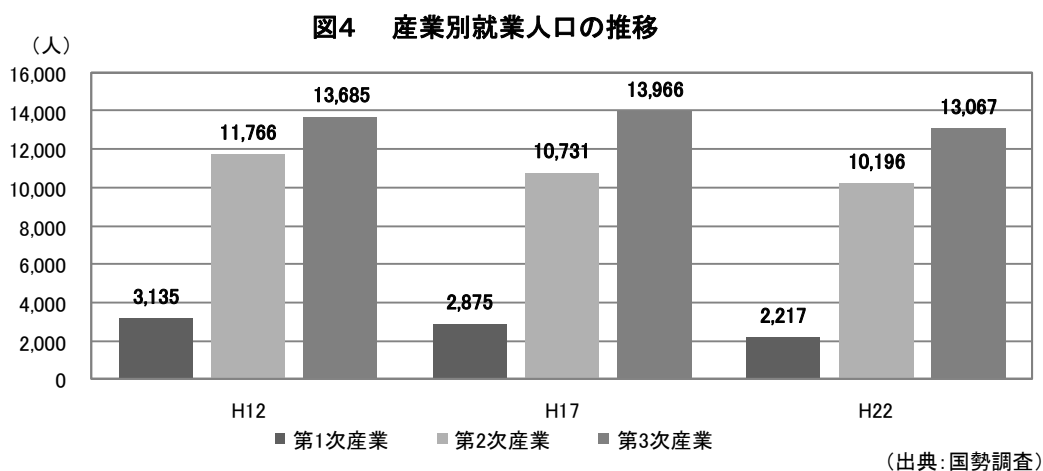
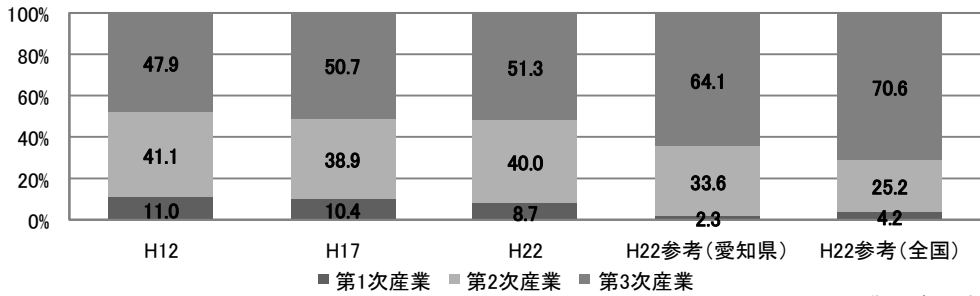


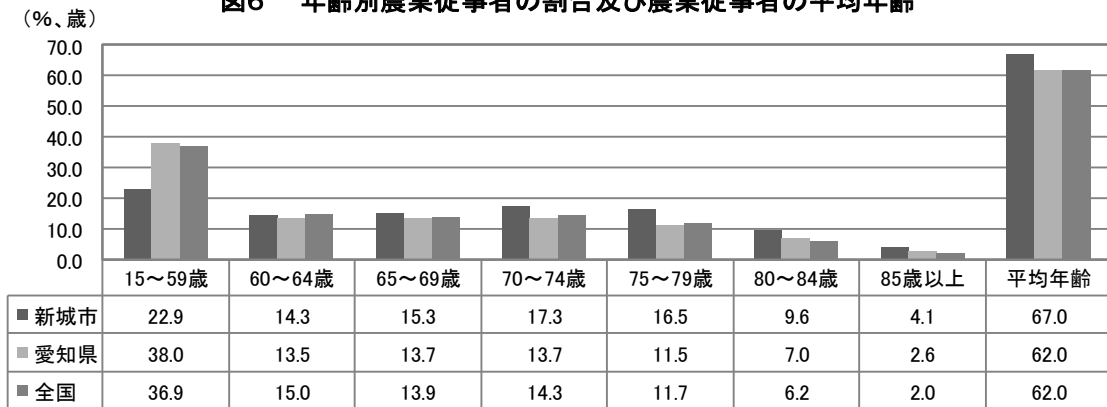
図5 産業別人口比率の推移



(出典:国勢調査)

平成22年の第1次産業の就業人口のうち、農業従事者の年齢別の比率を見ると、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、全国の51.9%、県の51.5%に対し、本市は37.2%と低く、65歳以上の老年人口の占める割合が高くなっている。また、年齢層が高くなるにつれ、全国及び県と本市との比率の差が大きくなる傾向にあることから、農業従事者の高齢化と後継者や担い手の不足が顕著に表れている。(図6)。

図6 年齢別農業従事者の割合及び農業従事者の平均年齢



(出典:2010年国勢調査)

4-2 地域の課題

少子高齢化の傾向は、今何もしなければ更に進み、老年人口の増加による保健・医療の問題はもちろんのこと、生産年齢人口の大幅な減少による産業競争力の低下、ひいては産業の維持すら困難な状況に陥り、地域全体の活力が失われる可能性がある。本市においては、農業もその例外ではない。

農業が果たすべき役割としては、食料の供給が第一に挙げられるが、農業による地域活性化は、農村地域である本市にとって大変重要な役割である。具体的には、農業によって人口の流入を図り、雇用を創出し、そして先代が築き上げてきた産地を維持・拡大させることで、農で潤う活力ある「まち・ひと・しごと」をつくらなければ、地域は衰退の一途をたどることになる。

本市は現在、6割を超える高齢農業者(65歳以上)が農業を支え、その重要な役割を担っているが、今後、高齢農業者のリタイアが見込まれる中、将来にわたって農村地域である本市が活力を維持していくためには、若年層や中年層といった世代の就農が不可欠である。

本市の農業は、水稻を中心とした土地利用型農業と、平坦部(新城地区)での「いちご」、高冷地(作手地区)での「夏秋トマト」を基幹とする施設園芸が盛んに行われている。しかし、その施設園芸に従事する高齢農業者の占める割合が高く、このままでは近い将来、産地衰退が危惧され活力の低下を招きかねない。また、施設園芸においては新たな取組として、平成26年から本格的に「ほうれんそうの周年栽培」を始め、現在2戸で約55アールの規模で取り組んでいる。これは、県内初の取組で、周年栽培に適した標高である作手地区だからこそできる取組であり、評価は高く、早急な産

地確立を求められているところである。

一方、水田においても事態は深刻である。高齢農業者のリタイアにより、優良農地さえも遊休化される恐れもあるため、担い手の確保・育成は急務ではあるものの、主食用米価格の低迷により収益性は必ずしも良いとは言えず、今後も目立った価格や消費の向上は見込めない状況が、担い手の確保・育成を妨げている。水田農業を魅力ある産業に再生するには、安定した所得が見込める経営に転換していく必要がある。

4-3 目標

本市では、平成24年3月に策定した「新城市担い手確保育成総合支援計画」に基づき、平成24年度以降、農業研修機関である「公益財団法人農林業公社しんしろ」を核として、施設園芸の新規就農者の受け入れに力を注いでおり、平成27年度末現在でトマト農家8名、ほうれんそう農家1名を育成し成果を上げている。(図7)。

図7 (公財)農林業公社しんしろの農業研修生受入状況及び就農状況

研修生受入年度	受入人数	市内・外別	品目別	就農時期	備考
平成24年度	3名	市内0名・市外3名	トマト3名	平成26年3月	
平成25年度	1名	市内0名・市外1名	トマト1名	平成26年4月	
平成26年度	4名	市内1名・市外3名	トマト3名、ほうれんそう1名	平成27年3月	県外1名
平成27年度	1名	市内0名・市外1名	トマト1名	平成28年3月	
	2名	市内1名・市外1名	トマト1名、いちご1名	研修中	
計	11名	市内2名・市外9名	トマト9名、いちご1名、ほうれんそう1名	就農9名 研修中2名	

(平成28年3月31日現在)

こうしたこれまでの経験と実績を糧に、農で潤う活力あるまちづくりをするため、本市の農業の基幹となる施設園芸の更なる若返りと、収益力のある水田農業の確立を目指し、産地を支える担い手農家の確保・育成と農業生産基盤の整備を行うこととする。

具体的には、施設園芸においては団地整備を進め、「夏秋トマト」及び「ほうれんそうの周年栽培」といった、平坦地とは違った地域の特色をいかした品目と、比較的安定して高収益が見込める「いちご」、この3品目を若者に魅力ある農業として発信し、市内外からの新規就農者を確保し、定住人口と雇用の確保及び産地の維持・拡大を図っていく。特に、新たな品目である「ほうれんそう」の産地確立で、地域農業の躍進を図る。

また、水田農業にあっては、収量は主食用米よりも若干劣るものの、近隣の酒蔵との契約による高価格で価格変動の少ない酒米の生産にシフトすることにより、収益力のある安定した米作りへの転換を図る。幸いにも、酒蔵は、本市で栽培された酒米の品質を高く評価しており、また、「原料から地元産にこだわった酒造り」という方針を打ち出しているため、これを売れる米づくりのチャンスと捉え、酒蔵からの要望を充たした酒米生産の可能性を探り、将来的に「酒米の郷」を確立させることにより、水田農業を魅力ある産業として担い手を確保することとする。

【数値目標】

目標1 新規就農者の確保

- 施設園芸3品目(夏秋トマト、ほうれんそう、いちご)による新規就農者の確保
・平成28年度～平成33年度 29人

目標2 施設野菜の産地拡大

- 施設園芸3品目の生産者数の増^(注)

- ・夏秋トマト 平成 27 年度 20 人 ⇒ 平成 33 年度 30 人
- ・ほうれんそう 平成 27 年度 2 人 ⇒ 平成 33 年度 10 人
- ・いちご 平成 27 年度 31 人 ⇒ 平成 33 年度 41 人

○施設園芸 3 品目の栽培面積の拡大^(注)

- ・夏秋トマト 平成 27 年度 4.0ha ⇒ 平成 33 年度 6.3ha
- ・ほうれんそう 平成 27 年度 0.5ha ⇒ 平成 33 年度 5.5ha
- ・いちご 平成 27 年度 5.2ha ⇒ 平成 33 年度 7.3ha

目標 3 施設野菜の販売高の向上

○施設園芸 3 品目の販売高の向上^(注)

- ・夏秋トマト 平成 27 年度 1.3 億円 ⇒ 平成 33 年度 3.0 億円
- ・ほうれんそう 平成 27 年度 0.2 億円 ⇒ 平成 33 年度 2.2 億円
- ・いちご 平成 27 年度 2.5 億円 ⇒ 平成 33 年度 3.8 億円

目標 4 施設園芸による雇用創出

- 施設園芸団地整備による新たな雇用（栽培管理、収穫・出荷調整）の増
平成 29 年度～平成 33 年度 113 人

目標 5 酒米の生産拡大

- 酒米（夢吟香、夢山水、その他）の栽培面積の増
平成 27 年産 12.9ha ⇒ 平成 33 年産 44.4ha

目標 6 酒米の販売高の向上

- 酒米（夢吟香、夢山水、その他）の販売数量の増
平成 27 年産 863 俵 ⇒ 平成 33 年産 3,077 俵
- 酒米（夢吟香、夢山水、その他）の販売高の向上
平成 27 年産 18 百万円 ⇒ 平成 33 年産 63 百万円

(注) 現状では農業者のリタイアは見込めないので、目標値は現状値に単純に新規就農者分を加算している。
計画期間中にリタイアがあった場合は、目標値の見直しを行う。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の施設園芸において就農者を確保することにより、定住人口の確保による人口減少の抑制と雇用機会の確保、及び産地の維持・拡大を図る。

そのために必要な取組として、施設園芸団地の整備、市内外における就農希望者の掘り起し、及び雇用労力の確保対策を実施する。

また、水田農業の再生を図るため、主食用水稲に替わる作物として酒米の増産を推進し、従前からの品種に加え、新たな品種の試験栽培等を行い、酒米の郷づくりに向けた取組を行うとともに、酒米の需要拡大と日本酒の消費拡大に向けた消費者交流型イベント等を実施する。

5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

「該当なし」

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

農山漁村振興交付金(うち農山漁村活性化整備対策)(農林水産省):【B1027】
活性化計画の目標:

産地の維持・発展を持続していくため、市内外の若年層等に対し本市での新規就農を促し、新規就農者の確保等の積極的な推進を図り、多様な担い手の確保対策を推進することで、新たな今後の地域の中心となる経営体の確保・育成を進め、農で潤う活力あるまちづくりをするため、本市の農業の基幹となる施設園芸産地の維持や生産規模の拡大、更にはそうした生産農家の更なる若返りを図ることで地域の活性化を促すことを目標に、産地を支える担い手農家の確保・育成と農業生産基盤の整備を行うこととする

このため具体的な取り組みとして、作手地区での「夏秋トマト」及び産地確立を目指す「ほうれんそうの周年栽培」といった、比較的安定した収益力ある施設園芸において、農業資材費が高騰する中、生産コストを低減することが経営安定に向けた最も有効な方策の一つであることから、リース方式のパイプハウスを整備し、就農初期の生産環境を充実させ働く者にとって魅力的な特色ある産地づくりを行うことし、併せて定住人口の確保による人口減少の抑制、施設園芸による新たな雇用機会の確保による地域経済の活性化、及び産地拡大と新たな産地化による農業の活力向上を図る。具体的目標については、以下に定めるとおりとする。

目標 1. 【新規就農者の確保】

- (1) 施設園芸 2 品目（夏秋トマト・ほうれんそう）
（目標）18 人確保

目標 2. 【施設園芸野菜の産地拡大】

施設園芸 2 品目（夏秋トマト・ほうれんそう）

- (1) 施設園芸 2 品目の生産者数増
夏秋トマト：H27 年度（現在）20 人→H33 年度（目標）30 人
（H28 年度 1 名リタイヤするが、新規就農者 11 名確保により地域の生産者数 10 人増）
ほうれんそう：H27 年度（現在）2 人→H33 年度（目標）10 人
（新規就農者 7 名確保及び他品目の 1 名の既存農家参入により地域の生産者 8 人増を目指す）
- (2) 施設園芸 3 品目の栽培面積の拡大
夏秋トマト：H27 年度（現在）404a →H33 年度（目標）634a
ほうれんそう：H27 年度（現在）55a→H33 年度（目標）555a

目標 3. 【施設園芸野菜の販売額の向上】

施設園芸 2 品目（夏秋トマト・ほうれんそう）

- (1) 施設園芸 2 品目の売額の向上
夏秋トマト：H27 年度（現在）138百万円→H33 年度（目標）306百万円
ほうれんそう：H27 年度（現在）24百万円→H33 年度（目標）227百万円

目標 4. 【施設園芸による雇用創出】

施設園芸 2 品目（夏秋トマト・ほうれんそう）

- (1) 施設園芸団地整備による新たな雇用の増
（目標）102 人

計画期間：

平成 29 年度～平成 33 年度

計画区域：

新城市のうち「過疎地域自立促進特別措置法指定区域・山村振興法指定区域・特定農山村法指定地域」とする。

事業に関する事項：

市町村名：新城市
地区名：新城地区
事業名：農山漁村活性化整備対策事業
事業実施主体名：愛知東農業協同組合

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) いちご生産者としての新規就農者の確保と施設整備

事業概要：

本市の基幹品目である「いちご」の産地維持・拡大を図るため、市内外より新規就農者の確保を図り、併せてリース方式のパイプハウスを整備し、新規就農者の就農初期の生産環境を充実させるとにより、新規就農者の施設整備に係る経済的負担の軽減を図る。

実施主体：

新城市、愛知東農業協同組合

事業期間：

平成 28 年度～平成 33 年度

(2) 移住・定住の促進

事業概要：

農業での移住・定住を促すため、大都市圏（東京・大阪・名古屋）で開催される新・農業人フェアや移住フェアへの出展などプロモーション事業を行うとともに、移住にあたって最も課題となる住居について、就農希望者の研修期間における一時滞在施設の整備や、空き家バンクを活用した住居確保対策を行う。

実施主体：

新城市、公益財団法人農林業公社しんしろ

事業期間：

平成 28 年度～平成 33 年度

(3) 雇用労力の確保

事業概要：

施設園芸を中心とした雇用労力確保対策として、品目ごとのリレー雇用による周年雇用を進めるなど、新規就農者や規模拡大農家等へ被雇用者を紹介する「無料職業紹介所」を開設する。

実施主体：

愛知東農業協同組合

事業期間：

平成 29 年度から

(4) 酒米の郷づくりプロジェクト事業

事業概要：

本市における酒米の生産は、新城地区で平地向けの「夢吟香（愛知県育成品種）」、作手地区で山間地向けの「夢山水（愛知県育成品種）」が生産されており、ともに地元奥三河の酒蔵をはじめ、県内の酒蔵へ販売されている。この 2 品種の増産のほか、日本酒醸造に最適とされる「山田錦」の生産の可能性を探るため、「山田錦」の栽培管理技術の習得と、試験栽培・試験醸造等を行う。その結果、「山田錦」の栽培が可能となれば、従前からの 2 品種と併せ酒蔵が求める地元産原料の供給ができ、新城市全体が「酒米の郷」として安定した酒米づくりができる魅力ある産地となる。

実施主体：
 新城市、愛知東農業協同組合
 事業期間：
 平成 28 年度から平成 33 年度

(5) 特産品（酒米）普及啓発活動事業

事業概要：
 酒造好適米「夢吟香」の需要拡大による安定生産を図るため、生産者が主体となって「夢吟香」の田植え、収穫、酒仕込み、及び試飲会までの日本酒造りの全てを体験できる消費者交流型イベントなどを行い、新城産「夢吟香」のPRと、造られた吟醸酒の消費拡大活動を支援する。

実施主体：
 新城市、JA愛知東夢吟香研究会
 事業期間：
 平成 26 年度～平成 33 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 34 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-3に示す地域再生計画の目標については、毎年度必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、新城市及び関係機関で構成する「新城市農業振興事業幹事会」において、中間年度及び最終年度終了後には、速やかに中間評価・事後評価を行い、達成状況の評価と改善すべき事項を検討し、必要に応じ計画の見直しや変更を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	27年度 基準年度	28年度	29年度	30年度 中間目標	31年度	32年度	33年度 最終目標
目標 1							
新規就農者の確保	- 人	0 人	2 人	10 人	19 人	24 人	29 人
目標 2							
施設野菜の産地拡大 (生産者数の増)							
夏秋トマト	20 人	19 人	20 人	23 人	26 人	28 人	30 人
ほうれんそう	2 人	2 人	2 人	5 人	9 人	9 人	10 人
いちご	31 人	30 人	31 人	33 人	35 人	38 人	41 人
施設野菜の産地拡大 (栽培面積の拡大)							
夏秋トマト	4.0ha	4.0ha	4.1ha	4.9ha	5.5ha	5.9ha	6.3ha
ほうれんそう	0.5ha	0.5ha	0.5ha	1.3ha	2.8ha	4.0ha	5.5ha
いちご	5.2ha	5.1ha	5.3ha	5.7ha	6.1ha	6.7ha	7.3ha
目標 3							
施設野菜の販売高の向上							
夏秋トマト	1.3 億円	1.6 億円	1.8 億円	2.3 億円	2.6 億円	2.8 億円	3.0 億円
ほうれんそう	0.2 億円	0.2 億円	0.2 億円	0.5 億円	1.1 億円	1.6 億円	2.2 億円
いちご	2.5 億円	2.4 億円	2.6 億円	2.8 億円	3.0 億円	3.4 億円	3.8 億円

目標 4							
施設園芸団地整備による 新たな雇用の増	- 人	0 人	1 人	23 人	57 人	83 人	113 人
	27 年度 基準年度	28 年度	29 年度	30 年度 中間目標	31 年度	32 年度	33 年度 最終目標
目標 5							
酒米の生産拡大 (栽培面積の増)	12.9ha	29.5ha	33.8ha	39.8ha	41.5ha	43.2ha	44.4ha
目標 6							
酒米の販売数量の増	863 俵	2,053 俵	2,352 俵	2,771 俵	2,890 俵	3,010 俵	3,077 俵
酒米の販売高の向上	18 百万円	42 百万円	48 百万円	56 百万円	59 百万円	61 百万円	63 百万円

目標 1 新規就農者の確保

- ・新規就農者数については、毎年度末に、農業研修機関である「公益財団法人農林業公社しんしろ」での研修修了状況及び青年等就農計画の認定状況又は新規就農者本人からの農業経営開始届を確認することにより把握する。

目標 2 施設野菜の産地拡大

- ・生産者数の増については、毎年度時点の J A の各生産部会の部会員数を確認することにより把握する。
- ・栽培面積の増は、毎年度末時点の農家基本台帳の確認、及び J A への照会により把握する。

目標 3 施設野菜の販売高の向上

- ・販売高については、毎年度末時点の J A の販売高について、J A への照会により把握する。

目標 4 施設園芸による雇用創出

- ・施設園芸団地整備による新たな雇用の増については、J A が開設予定の「無料職業紹介所」への照会や雇用者への照会により把握する。

目標 5 酒米の生産拡大

- ・栽培面積の増については、国の経営所得安定対策等の実施により、農業者が新城市地域農業再生協議会へ提出する営農計画書により把握する。
- ・生産数量の増については、毎年度末時点の J A への出荷数量又は販売数量について、J A への照会により把握する。

目標 6 酒米の販売高の向上

- ・販売高については、毎年度末時点の J A の販売高について、J A への照会により把握する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

- 4-3 に示す目標の達成状況については、毎年度の状況及び中間評価・事後評価の評価結果を、速やかに新城市のホームページ上で公表する。